

自邦主義と系族：特にボイスト及びダルヴィクについて

小林, 榮三郎

<https://doi.org/10.15017/2340940>

出版情報：史淵. 20, pp.74-100, 1939-03-31. 九州帝国大学法文学部
バージョン：
権利関係：

自邦主義と系族

——特にボイスト及びダルヴェイクについて——

小林 榮 三 郎

—

エーリッヒ・ブランデンブルクはその有名な「帝國創建史」において、ドイツ統一思想の實現を妨げた諸要因を列擧し、新舊兩教の對立、教養ある人士の對國家無關心と世界民主義、及び普墮二重主義と並んで、そのいづれよりも古く且最も執拗なりし障礙はドイツ諸邦の自邦主義 (Partikularismus) であつたと云ひ、「舊ドイツ帝國の小區分は、多くの世紀のうちに全く獨立的な國家的形象にまで發達してゐたが、それらは強化し來る國民的意識に對しても自己の獨立を主張し、もはや自己の上には如何なる有効な權力をも容認しようとしなかつた」と述べてゐる。更にヨアヒムゼンがその「ドイツ民族よりドイツ國家へ」において記すところによれば、十九世紀後半の自邦主義は、同世紀前半においてドイツ官僚に育成された國家意識に基くところの純國家的のものであつた。曰く「一八一五年より四八年に至るま

で、ドイツにおいては何人が統治してゐたか。それはドイツ官僚 (Beamtenum) であつた。この時代を稱して官僚の古典的時代となしたのは、當を得てゐる。この官僚は當時莫大な仕事をなし遂げた。それが戦争の被害の迅速なる恢復に、またドイツにおいて凡そ一八三〇年に始まる大規模の經濟的發展に、貢獻したところは多大であつて、關稅同盟は主として彼等官僚の仕事である。(中略) しかしながらこの官僚は國民的發展に對して二つの害を伴つてゐる。即ち第一に官僚は、その本質上、自邦主義的 (partikularistisch) であつて、十八世紀の啓蒙專制政治——官僚はこの政治の嫡子であるが——の上に建て繼いで新たな純國家的 (reinstaatlich) 自邦主義を作り出す。この官僚によつてはじめて、プロシヤ・バヴァリア・ハノーヴァ・バーデンの諸邦は、それぞれ非常に纏まつた一個の全體となつたのであつて、なるほど諸部分の新舊に應じて均等にはゆかないが、しかし總體においては驚くほど速かに新たな國家意識が發展した。聯邦的 (bundesstaatlich) 統一に對して久しく拮抗したあの重々しい稜堡は、實にこの當時構築されたものであつた」と。因に第二の害としてヨアヒムゼンは、この官僚が後見的 (beywundend) であつて、人民の悟性は制限されたものであるといふ想定からのみ出發し、従つて人民から提出される諸理念に對してはこれを採用することを甚だしく嫌惡したことを擧げてゐる。⁽¹¹⁾

かくてヨアヒムゼンによれば、十九世紀の自邦主義が啓蒙專制政治の子たるドイツ官僚によつて新たに純國家的なものとなつたことが強調されるのであるが、しかしこの世紀の自邦主義といへども、その本質において王朝的であることは否定し得ないであらう。けだし自邦主義的傾向は、既に早くドイツ史

の初期において、謂はゆる系族的公爵領 (Stammesherzogtum) の發展に見られたのであるが、十二・三世紀の交に系族的根柢を失つて、單に王朝的基礎に立つ地方政權の勃興となり、茲に十九世紀にまで連なるところの王朝的自邦主義が生れ來つたことは、多くの歴史家によつてひとしく指示されてゐるからである。ハラーはその「ドイツ史の諸時代」(一九三二年刊)において次のやうに記してゐる。「舊き地方國家 (Landesstaat) はその發生上、王朝的であつた。それはその地方及び人民に對する世襲權に基くところの、或る君侯の家の支配權であつた。多くの領域が合して一個の國家となるか、或は一個の領域が分れて二個またはそれ以上の部分となるかは、全く或る家の權利・權力・意思の左右するところであつた。往々にして相互に些かも共通とするものなく、隣接さへしてゐないやうな諸地方が、繼承によつて結合されるのである。(中略) 王朝的に結合された諸屬地間の關聯は、時を経るに従つて、それが王朝よりも生延び得るほどに鞏固なものとなつた。或る期間同一の君侯の家によつて統治された諸地方は、たとへその他の點ではおそろく共通とするものを多く有せずといへども、自ら國家的單一體として感ずる。その例として第一に考へられるのはバヴァリアであつて、その住民はバヴァリア族・スワビヤ族及びフランク族の諸成分から合成されてゐるが、それにも拘らず自ら單一體として感じ、なほ依然單一のまゝであらうと欲してゐる。君侯家國家の特殊性はその人民に刻印されたのであつて、その結果人民はその特殊性を自己固有の特性なりと感じ、これを捨てることをしないのである」と。更にハラ

ーは云ふ、「こゝに吾人はこの國民の政治的生活における一つの規定的な特色、即ち一二〇〇年以後の

時代をそれ以前の時代と非常に鋭く區別するところの特色を確立することが出来る。自邦主義はこの以前にも、またこの以後にも存在したのであるが、しかしそれはその性質を一變した。それはドイツ史の發端においては系族の差に根ざしてゐたが、この時に至つてそれは消失した。後代の自邦主義は——今日もなほ同様であるが——その根柢において王朝的にして國家的である」と。かくてハラーはこの自邦主義が如何に抜き難いものとなつてゐるかについて、次のやうにまで極言する。「このことは一つの不幸とも、或は更に不合理なものとも云ふことが出来る。しかしこれは一舉にして除去する能はざるものである。諸地方の有する國家的なる特殊意識及び自己感情は、單に歴史的に生じたものであり、何ら不可抗的自然的原因に基くものではないけれども、しかもなほ決議——それが如何に大多數の票決によつてなされようとも——による訓令を以て除去され得ないことは、吾人が既に經驗したるところであり、また將來もおそらく再三經驗するであらうと思はれる」と。^(三)勿論この最後の言葉は、ナチス政權の確立された今日では考慮の餘地があるであらうけれども、尠くとも我々はかくの如き十三世紀以來の自邦主義の遺影が、大戦後もなほ久しく驚くべき根強さを以て繼續してゐたことを知るのである。

ビスマルクもその「回想録」第十三章「王朝と系族」において、由來ドイツ人が如何に王朝に對して忠實であるか、ドイツ諸邦の結束が如何に全く王朝に依存するものであるかを述べてゐる。即ち「ドイツ的愛國心は、それが活動的にして効果的となるためには、原則として王朝的愛着心の媒介を必要とするものである」と云ひ、更に「ドイツ人は、ドイツ人としてよりもむしろ容易にプロシヤ人・ハノーヴ

「人・ヴェルテンベルグ人・バヴァリア人・ヘッセン人として、自己の愛國心を發揮する」となし、また「ヘッセンの王朝その他が、その臣民の好意を獲得せんとして特に努力したとは云へない。しかしそれにも拘らずその臣民のドイツ的愛國心は主として、臣民の屬する王朝への愛着心によつて制約されてゐる。遠心的な諸要素が本來基いてゐるところのものは、系族的差異ではなくして、王朝的關係である。

(Es sind nicht Stammesunterschiede, sondern dynastische Beziehungen, auf denen die zentrifugalen Elemente ursprünglich beruhen.) そこに働いて來るものは、スワビヤ族的、下サクソニヤ族的、チューリンギヤ族的個性への愛着ではなくして、ブラウンシュヴァイク、ブラバント、ヴィッテルスバッハの諸王朝によつて國民總體へのそれぞれの王朝的參與に分割されたところの、或る君侯家の有する支配權の一束一束である。バヴァリア王國の聯繫は、南部バヴァリア及びオーストリアに存するやうなベユヴァル系族 (der bajuarische Stamm) に基くものではなくして、甚だしく血統を異にせるアウグスブルクのスワビヤ族も、プファルツのアレマネン族もマイン・フランク族も、たゞ彼等が三代代以來、共通の王朝によつて結合されてゐるの故のみを以て、ミュンヘンやランツフートの古バヴァリア族と同じく満足して、自らバヴァリア人と稱してゐる。最も顯著な系族的個性、即ち下ドイツ的低地ドイツのサクソニヤ的なそれですら、他の諸系族よりも更に鋭く且深く王朝的勢力によつて截斷されてゐる。ドイツ的祖國愛は、その愛着心の集中する君侯を必要とする。人もしドイツの王朝が悉く除去された状態を假定するならば、おそらくドイツの國民的感慨は、歐洲の政策の摩擦の中において、全ドイツ人を國際法

的に結束することは考へられない——たとへハンザ都市及び帝國直屬村落の如きものゝ聯合したやうな形態においてといへども同然である」と。またビスマルクはかうも云つてゐる。「ドイツにおけるこの自邦主義的團結の起原が如何なるものであらうとも、その結果として個々のドイツ人が、自分には納得のゆかぬ紛争のためにも、王朝の命令一下、容易に喜んで、自分の隣人にして同系族のドイツ人に對して火と劍とを以て戦ふといふ事實には、變りがないのである」と。

かくの如き觀察は、既に述べたブランデンブルクの「帝國創建史」においても見られるのであるが、彼は殊に、自邦主義が全く王朝的根柢に立つものであつて、系族 (Stamm) なるものは何らの關係をも有しないことを力説してゐる。曰く「人は屢々、ドイツの屬地が國家にまで形成されたことを、ドイツ諸系族の有する特に強き自意識に歸したが、これは徹頭徹尾不當である。自邦主義は諸系族の差異及び特殊的感情とは何の關係もない。(Der Partikularismus hat mit den Unterschieden und Sondergefühlen der Stämme nichts zu tun.) 北ドイツ人と南ドイツ人との間に疑ひもなく存在するところの諸對立、舊ドイツ文化地帯の住民と、後に至つて漸く征服され居住された植民地の住民とを分つところの對立、否れどころかアレマナン族・フランク族・バヴァリア族・下サクソニヤ族及び上サクソニヤ族といふやうな個々の諸系族の間において彼等がすぐ隣り合つて住んでゐるところにも存在するやうな對立、これらの對立は凡そ大なる國民のうちにはすべて見出されるところのものであつて、それあるが故にかゝる國民の結束がかくも久しく阻碍されるといふことはなかつたのである。ブルターニュ人乃至ノルマンデ

イ人とはガスコーニュ人乃至プロヴァンス人と、またロンバルディア人乃至ピエモンテ人はシシリア人乃至ナポリ人と、その言語風習において、その氣質行狀において如何に深く異つてゐることか。イングランド人とスコットランド人の如く、本源的に異つたものゝ集りで相互に敵對的でさへある諸民族が、短期間或る共通の國家の基地の上に共存してゐた場合のことは、云ふまでもない。さうしたところにおいて成功したことが、何故にドイツでは可能でなかつたのだらうか。しかのみならずドイツの諸邦は、決して系族的差異の上に生長したものでなかつた。古き諸系族の政治的組織即ち系族的公爵領は、むしろ既に十二世紀において滅びてしまつたのである。さうして唯一つの場合においてのみ、即ちバヴァリアにおいてのみ、屬地的な新形成體が舊き系族的公爵領の殘滓に結びついたのであつた。かくてブランドンブルクは十九世紀の諸邦に言及し、「十九世紀のドイツ諸邦は大部分、極めて雑多な系族を包含してゐる」としてその例を擧げた後更に云ふ、「従つていづこにおいても、諸邦の境界と系族の境界とは、些かも一致してゐない。慥かにドイツ諸系族の古き特殊的感情はなほ存在してゐるが、しかしそれらは夙に一切の政治的意義を失つてしまつた。(Die alten Sondergefühle der deutschen Stämme sind gewiss noch vorhanden, aber sie haben längst alle politische Bedeutung verloren.) それらの感情は、他の多くの國々におけると同じく、わが國においても、政治的結束の一障礙を形成することなくして、存續し得たのである。永い間ドイツ主義に對して由々しき危険となつた自邦主義は、それとは起原を異にするものである。それは同身分のものを凌駕して、舊帝國の高權を徐々に脱却することに成功したる

諸王朝の人工的産物である」云。(五)

以上ブランデンブルクによれば、自邦主義は諸系族の差異及び特殊的感情とは何らの関係もないのであつて、ドイツ諸系族の特殊的感情は、夙に「一切の政治的意義を失つてしまつた」と云はれるのであるが、これに反してヴィリ・ヘルパッパは、その「ドイツ民族内の諸系族」と題する小論（一九二八年刊）において、自邦主義と系族とはなほ關係を有することを認めてゐる。曰く「ドイツの非集中性（Dezentralität）は決して單に、ドイツの中・小及び極小の世襲君侯の國家政策的な自立性（staatspolitische Eigenbrüderlei）の中へののみ存したのではなくして、それと同様に、何らかの中央集權のために自己の個性の或る本質的なものを放棄することをば、諸系族が本能的に嫌惡することを云ふこと（die instinctive Abneigung der Stämme, etwas Wesentliches an Eigenart zugunsten irgendeiner Zentralisation aufzugeben）に存してゐたし、また現在も存してゐるのである」云。(六)更に「ダルヴィク男日記」の編者シュスラーもその序文において、ダルヴィクが「自邦的原理」の權化とも云ふべきであつたことを認め、次のやうに述べてゐる。「その原理は、ドイツ史の發端以來今日に至るまで、諸王朝、諸邦、諸系族に根をせるもので、（……das sonderstaatliche Prinzip, das in den Dynastien, den Einzelstaaten und den Stämmen seit Beginn der deutschen Geschichte bis zum heutigen Tage wurzelt）それはなるほど抑壓することは出来るが、しかし破砕することの出来ないものである」云。(七)これによつて見れば、シュスラーも亦自邦主義的傾向と系族との間に本質的關係の存在を肯定せんとするものゝ如くであ

る。

かくて自邦主義と系族とが果して如何なる關係にあるかは、なほ検討の餘地を残してゐるやうに思はれるが、本稿においてかくの如き廣汎なる範圍に亘る問題を究明することは筆者の能くするところではない。しかしながら今我々が十九世紀中葉、一八六六年普墺戰役に至るドイツ中邦の政治家中、自邦主義の代表的人物に數へられるサクソニヤのボイスト、及びヘッセンのダルヴィクについて見るべきに、彼等は云ふまでもなく自邦主義者たると同時にまた、大ドイツ主義者であつた。否、彼等の自邦主義的方策は、大ドイツ的にして邦國聯合的なるドイツ統一案と相俟つてはじめて、プロシヤ及び國民同盟などの小ドイツ的にして聯邦的なる國民的統一運動に拮抗し得たのであつた。かくて彼等は、自邦の獨立性擁護が決してドイツ的愛國心と矛盾するものにあらず、むしろ獨立的諸邦の聯盟による大ドイツの建設こそ眞に國民的(national)なる所以であることへ、唱へることが出來たのである。さうしてそこに我々は、ブランデンブルクの明言にも拘らず、「系族」なる言葉がこの兩政治家によつて、なほ恰も何らかの政治的意義を擔へるかの如くに用ゐられてゐるのを見出すのである。

この意味において私は、以下本稿において、ボイスト及びダルヴィクの殊に一八六〇年前後における言説を中心として、かうした「系族」なるものが果して如何なる意味において用ゐられてゐるか、それはこの兩政治家の自邦主義及び大ドイツ主義と如何なる關係に立つものであるかを考へて見たいと思ふ。特にこの年代を選んだのは、恰も當時シラー記念祭あり、國民同盟の發展あり、またドイツ聯盟改

草案があつて、ボイスト及びダルヴィクの言説がおのづからかうした方面に多く觸れて來るからである。

二

ボイスト (Friedrich Ferdinand von Beust, 1809—1885) はドレーズデン生れの生粹のサクソニヤ人である。父はドレーズデンにおいて侍従及び最高裁判所判事を勤めたこと云はれる。ボイストはゲッティンゲン及びライプツヒに學び、業を卒へて外交官を志し、ベルリン駐劄サクソニヤ公使館書記官を振出しに、パリ、ミュンヘンを経て一八四六年ロンドン駐劄代理公使に任ぜられ、一八四八年フランス二月革命の餘波はサクソニヤにも及んで三月の騷擾となり、國王は彼を招いてサクソニヤ外相に任ぜんとしたが、ブラウン (Braun) 新内閣人事の都合によつて沙汰やみとなり、ベルリン駐劄公使に補せられた。越えて四九年二月ブラウン内閣倒れてヘルト (Held) 内閣成るや、愈々外相の印綬を佩び、爾來一八六六年プロシヤに敗れて辭職するまで實に十有七年、この間叢爾たるサクソニヤをして或る時は歐洲のサクソニヤたるの觀あらしむるほどに敏腕を揮つたのである。殊に一八六一年彼の提案にかゝるドイツ聯盟改革案 (Bundesreform-Projekt) は、聯盟首席を普墺兩國に交互に與へんとするもので、この案そのものは採擇されなかつたけれども、これを機として一方ではプロシヤの主張する小ドイツ的な聯邦 (Bundesstaat) 建設案も、他方ではオーストリア及び謂はゆる中邦の唱へる大ドイツ的な邦國聯合

(Staatenbund) 案との正面衝突を表明するに至つたのである。^(八)

さて、かくの如き經歷を有し、かくの如き地位に立つたボイストが、典型的なるザクセン的自邦主義の立場を採つたのは、容易に了解され得るところである。彼はその回想録第一巻において、一八四九年を回顧し、當時フランクフルトの議會がプロシヤ王にドイツ皇帝の位を呈する決議をした際、國民議會の一員にしてサクソニヤ第二院における報告者たりしシャフラート (Schafraht) が行つた演説について次のやうに記してゐる。「彼がその演説の劈頭に述べた言葉は、私に深い印象を遺したのであつた。

私は後年、かのオーストリアにとつて不運なイタリヤ戦役の後に國民同盟 (National-Verein) がその華やかな活動を始めたときに、このことを想起したものである。『サクソニヤの終末』 (Finis Saxoniae) が彼の言葉であつた。凡そ自邦主義、小邦政策 (Kleinstatelei)、非ドイツ的意向といふやうな言葉が、今日もなほさうである通り、如何に濫用されたか、信すべからざるものがある。(中略) もし反動主義者でも自邦主義者でもなく、その兩者の正反對のものであつた人物にして、あの帝國憲法をば、嚴肅なる弔辭の調子においてサクソニヤの終末と呼んだとすれば、この國土 (Land) の王によつて側近に招致された人物たるものは、この荒れ狂ふ時代に舵を操るがためには、頭を倒まにしてこの埋葬に手を貸したりすることなく、むしろ誠實なる輔弼の臣として、豫期さるべきドイツの統一に際して且その統一にも拘らず、彼の國土——そは從來のドイツ全聯合といふ體軀において、最惡の肢體ではなかつたのである——の獨立と將來とについて、能ふ限りのものはこれを救濟することを以て自己の使命とする

ことは、苟くも熟慮する人ならば、誰しも敢て異とするに足らないであらう」と。^(五)

かくてポイストが、彼自身においては自邦主義なる言葉の濫用を敷いてゐるにも拘らず、王朝的にし保守的なる自邦主義者たりしことは争ふべからざる事實である。しかしながら一八五九年シラー生誕百年記念祭がドイツ各地に行はれ、ドレーズデンにおいても同様の催しがあつた際、ポイストが述べた式辭には次のやうな言葉がある。「シラー祭は國民的祝典として告知された。吾人も亦それをかくの如きものとして歓迎したのである。もし吾人にして率直たらんことを欲すれば、吾人はどうしても自ら認めなければならぬのであるが、凡そドイツ民族といふものは、何か外部から原動力が與へられる場合において、非常に屢々激情に驅られるものである——それは、自分自身の事情には無關係の、さうして自分には滅多に利益を齎さないやうな現象なり事件なりに對して感激する場合であれ、或は外國が永い間及ぼしてゐた何らかの壓力に倦んで來る場合であれ、ひとしくさうである。しかるに今日の祝典は、實に内部から道を拓いて進み來るところの感激に關するものであり、而してまたドイツの起源に發し、ドイツ的性格を擔ふところの飛躍に關するものである。さて、その人の名が感激を呼び起すが如き人物、その人の事業及び活動が或る個々の系族または國土に (einem einzelnen Stamme oder Lande) 所屬せしるが如き人物、かくの如き人物は、ドイツ國民の、ドイツの名の、またドイツの言葉の共同財産である。従つてもしこの名のために靈場詣りといふやうなことが行はるべきであるとすれば、最も高き地位の人から最も低き人に至るまで、すべての人がこれに列すべく、何人も除外さるべきではなからう。果して

然りとすればその際、聲を發せんと欲するところの個々人が、如何なる精神、如何なる考への人たるかは吾人の問ふところでない。全體の者はたゞ、個々人が自分特殊の考へをさしはきんで、この詩人をば彼が實際あり又あらんと欲したところのものは異つたものとするところのないやう、且またドイツ的な思惟と感覺とによつて輝かしき焦點たるべきその不滅の名が、ドイツ人相互の間の不和の導火となることのないやう、配慮すれば足るであらう」と。

110

こゝにポイストが、シラーに對する文藝的解釋の相違に假托して、この詩人の祝典を以て小ドイツの統一運動に利用せんとする一派の非を暗にはのめかし、ドイツの統一はあくまで全ドイツ人を包含するところの大ドイツの統一たるべきを云はんとしてゐることが推察される。それと同時にこゝに彼が「系族」云々と語つてゐることが注目される。けれどもそれはなほ自邦主義と關聯するが如き政治的意味において用ゐられてゐるとは云ひ難いであらう。しかるに一八六三年ライプツヒにおいて開催されたドイツ・トゥルンフェスト大會 (das allgemeine deutsche Turnfest) に際しての演説には次のやうに述べられてゐる。「この數日間この大なるドイツ人親睦祝典の舞臺となるべき國土の名において、余も亦諸君に對して、即ちドイツの諸系族を立派に代表せんがために來られた諸君に對して (……Sie, die Sie gekommen sind, die deutschen Stämme dabei würdig zu vertreten) 、この席において衷心から歡迎の意を表する。(中略) この國土を統べ給ふ高貴なる君侯は、真正なるドイツ的意向において、慥かにその聯盟同僚の何人にも決して劣られるものでない。さればこそ又かくも確實に國民的なる意義を有する祝

典の準備並びに助成が、安んじて一個の都市の公共心に委託されることを得たのである——その都市はその活潑なる精神的な生活によつて、國民的なる思想の立派な擔ひ手の一人とまで成つてゐたのであるが」云。更にポイストは云ふ、「諸君は、既に多年に亙つて實際的政治生活の深みの中を動いて來た人物、また經驗によつて事物の裏面をも識るに至つた人物、さういふ人物からして、彼が單に思想の把握のみが生ずる如き新鮮なる感激を以て諸君に語ることを期待してはならない。しかしさればとて諸君は、その人物が諸君に向つて次の如き事柄を斷言する場合、彼の言葉を疑つてはならない。それは即ち、ドイツの諸君侯及びその諸政府は、全體的ドイツ的意識が益々獲得し來つた躍進をば、たゞに認識し理解するのみならず、更にまた誠實にこれと親しむものである、といふ事柄である。しかもそれは諸君侯及び諸政府が、かくの如きドイツ的感情の發展を以て、彼等自身の志業に對する最良の支點なりと認むるに至つてゐるが故にほかならない。ドイツの一邦國が、はらからの國土ドイツから分離したり、或は外國に支持を求めたりしようとする眞面目に考へることの出來た時代は、有難いことに既に過ぎ去つてゐる。平和の時には自己の利害と組織とがドイツの隣邦と密接に結びつくこと、危険の時には武器を執つてドイツの隣邦と團結すること。これぞ今日ドイツの邦國にとつて、合理的に考へられ得る唯一の政策である。彼等の道は異なるとも、彼等の目標點は同じである。従つてドイツの諸系族が一層多く且一層しつかりと同朋的意向を以て相愛すれば (Je mehr und je beharrlicher die Deutschen Stämme in brüderlicher Gesinnung sich einander zuneigen)、それだけ益々ドイツの諸君侯及び諸邦は、ドイツ民族

(das Deutsche Volk) がかくも熱烈に要望せる目標に通ずるところの共同の道を相ともに進むこととな
るべきであらう」⁽¹¹⁾

こゝに至つて明かに「諸系族」は、諸邦分立の政治的狀態との關聯において取扱はれてゐると云ひ得るであらう。かくの如き取扱ひ方は、更にダルヴィクにおいて一層明瞭に現れて來るのである。

三

ダルヴィク (Reinhard Karl Friedrich von Dalwigk, 1802—1880) も亦、生粹のヘッセン人である。通
常ヘッセン・ダルムシュタット (Hessen-Darmstadt) と呼ばれるヘッセン大公國 (Grossherzogtum Hessen)
は、云ふまでもなくダルムシュタットを首府とするライン及びマイン河に沿つた一小國であるが、ドイツ
ではバヴアリア、サクソニヤなどと並んで中邦 (Mittelstaat) と呼ばれ、統一問題殊にドイツ聯盟改革案
においては一かどの役割を演じてゐる。ダルヴィクは、後にダルムシュタット市の Gouverneur となつた
ラインハルト・フォン・ダルヴィクを父として、その地に生れた。ゲッティンゲンに學び、最初は司法官を
志したが、やがて行政方面に轉じ、ダルムシュタットにあつて地方課の官吏たること約十年、一八四一年
ウォルムス (Worms) 地方參事官 (Kreisrat) に轉出し、フランス統治時代の記憶未だ新たなるこのライ
ン左岸難治の地方において能く政治的才幹を發揮し、ために認められてこの謂はゆるライン・ヘッセン
地方全體の知事 (Provinzialdirektor) に任ぜられた。一八四八年二月革命の影響によるマインツの騷擾

には、オーストリア及びプロシヤの兵より成るドイツ聯盟軍と人民との間に善處し、兵力を以て自由主義的革命的分子を彈壓して秩序を恢復することに成功した。かくて一八五〇年六月ヘッセン内相、次で八月外相に任ぜられ、爾來ドイツ問題においては、保守的なる自邦主義の基礎に立つて邦國聯合的大ドイツ主義を掲げて中邦の間に重きをなしたのである。^(十二) フランクフルト大學私講師シュスラーによつて編纂された彼の日記集は、一八六〇年より七一年に至る日記に加ふるに、重要な覺書及び書簡を以てし、ダルヴィクの態度をうかがふ上に興味深いものがある。

一八六一年十一月十八日附の覺書 (Promemoria) はダルヴィクとベルリン駐劄ヘッセン公使ホーフマン (Hofmann) との共著になつてゐるが、サクソニヤのボイスト提案にかゝるドイツ聯盟改革案について、ヘッセン政府のこるべき方策を述べたものであつて、その中に次のやうな記載がある。「當面のフォン・ボイスト男改革案に仔細に立入る前に、わが大公國政府が問題の諸提案と聯盟改革に關する諸努力とを批判する場合の出發點とすべき一般的見地につき、若干述べることを諒とせられたい。ヘッセン大公國の如く、政治的歴史的及び地理的事情により、歐洲國際關係のうちに獨立的強國として立ち現れることの出来ないドイツ諸邦は、聯盟構成員全部に對して內的及び外的なる安全・獨立及び不可侵性を確證するドイツ聯盟を以て、自邦の存立及び繁榮に對する最良の保證と見做すものである。聯盟の崩壊は、これら諸邦の生活條件を最大の危險に委ねることゝなるであらう」^(十三)。かくてダルヴィクも亦、ドイツ聯盟擁護によつて自邦の獨立性を可及的に保持せんとする自邦主義者たりしことは明かである。更

に彼に従へば「人もし現在の政情を、たゞにその一時的意義においてのみならず、更に最近數十年の歴史と關聯して觀察するならば、さすれば個々のドイツ諸邦内に君主政體的主義を維持することを目的とせる保守的政策の使命が奈邊に存するかを示す諸觀點が浮び上つて来る——その使命とは即ち、ドイツ民族が自己の全體的利害を一段と力強く且永久的に安全に擁護せんとする希望に對して、如何にせば、事物の現存の秩序に基いて、一層大なる満足が與へられ得るかといふ問題の解決を求むること、これである。凡そ、一七八九年以來周期的に歐洲を震撼せる革命的運動には、大體において、その起原及びその作用を異にする二つの要因が認められる。それは即ち民主的要因と國民的要因とである。フランス革命以來、政治的急進主義によつて説かれるが如き民主主義なるものは、或る精神的傾向から發するものである。その精神的傾向は、人間思惟の殆ど全領域に亘つて、各自の個人的意慾及び意見をば、傳統に基く一切の權威に反對して無制限に主張することとして現れて來るところのものである」と述べられてゐる。さうしてこの精神的傾向が政治上に出現すれば、萬人同權の教説となり、「この教説は先づ貴族政治の破壊へ、そして謂はゆる最も廣汎なる民主的基礎なるものゝ上に立つ君主政體へ、次でそこから必然的に共和政體へと導くのである。しかしながら共和政體といへども、民主主義を無制限に適用するときは、結局滅亡せざるを得ない。けだし民主主義は國家そのものを破壊するものであり、それは市民的社會なる有機體をその極微分子に分解して、それを純機械的なる、恣意的なる、従つて不可能なる種類の國家の上に新たに構成せんとするものだからである。」^{十四}

かやうにしてダルヴィクは、一七八九年以來の革新的運動の中に存する二つの要因について、その一つたる民主的要因には斷乎として反對するものであるが、しからば今一つの國民的要因に對しては如何なる態度をとらんとするものであつたか。彼は云ふ、「これに反して國民的理念は、國家形態とは何らの關係をも有しないものである。それは、君主政體においても共和政體におけるとひとしく、勢力を得ることの出来るものである。さうしてまた、貴族政體が國民的思想の立派な支持者であつたやうな又あるやうな國もかなり存在してゐたし、また存在してゐる。國民的感慨はその本性上、肯定的 (positiv) 内容のものであつて、またその感慨が傳統と歴史とに基く限りにおいて、それは保守的なものである。それは家族、故郷に對する好尚と同一の源泉から發するのである。正にその故に、國民的感慨は、鞏固なる政府と健全なる國家生活との基礎として役立つに甚だ適してゐる。それが國家に危險となるのは、たゞそれが既存の正式の法と矛盾する場合のみであつて、むしろ正式の法は、それがその民族 (Volk) のもつ國民性 (Nationalcharakter) のうちに根をすこと深ければ深いだけ、強さを増して來るのである。」かくてなほダルヴィクに従へば、從來ドイツの革命的運動においては、民主的傾向と國民的傾向とが常に相携へて進んで來てゐる。しかるにこの二要因は上述の如く元來全く別個のものであり、たゞ國民的感慨の傷けられてゐるところには民主的謬説が喰ひ込み易いだけであつて、前者が満足されてゐるところには後者のはびこる餘地が尠いのである。さればドイツ中邦にして國民的意識を味方につけることに成功するならば、それは危険なる民主的思想からその有力なる武器を奪ふ所以である。況んやブ

ロシアは現在オーストリアとの間にドイツを二分しよう企てゝゐるから、ドイツの中・小邦がドイツ民族内の國民的統一意識に懇へてこの危険を免れなければならぬやうな日が何時やつて來るか判らない。その故にも、この國民的感慨の要求を満足させることによつてこれを味方とすることは、國家の政策上、是非とも必要なことである。「しをしながら抑々、國民的主義に對する讓歩は、民主主義に對する讓歩と同様に、唾棄すべきではないだらうか。中邦は、國民的同感を味方とするがために、自邦の獨立と、更にオーストリアに對する及び隣接諸民族の民族運動に對する從來の一切の政策とを、一擧に放棄しなければならぬのではなからうか。」この疑問に對してダルヴィクは次のやうに答へてゐる。

「かうした異論を反駁することは困難でなからう。先づドイツ人の國民的意識は決して單一國家 (Einheitsstaat) を要求してゐない。その意識は系族的個性の感情、特殊性の感情 (das Gefühl der Stammeseigentümlichkeit, der Besonderheit) を排除するものではない。けだしその意識は、この感情と同一の源泉から流れ出てゐるものだからである。一般に人は、國民的統一 (die nationale Einheit) の意識、即ち系統・言語・習俗等を等しくすることによつて同團體に屬するといふ意識をば、政治的統一 (Politische Einheit) の要求と混同してはならないであらう。この要求は諸邦の獨立を危からしめ、且オーストリアを除外しかねない要求である。これに反して、かの國民的統一の意識——たとへば最近數年の民間の諸祝典において殆どいづこにても表明されたやうなその意識は、悦んで個々の系族をそのまゝ把握し (mit Vergnügen die einzelnen deutschen Stämme als solche erfassen) 、それら系族全體に一つ

の聯盟的紐帶 (ein föderatives Band) を以て絡みつくのである。従つてそれは、諸特殊體 (Besonderheiten) を廢棄しようとも、またオーストリアを除外しようとも欲しない。シラーの、射撃 (Schützen-) 歌手の (Singer) 、體操家の (Turner) 、または言語學者の諸記念祝典において、國民的感激がその最高潮に達するや、常にかのアルト (Arndt) の歌謡が、即ち個々のドイツ諸部族 (einzelne deutsche Völkerschaften) をすべて根本的に數へ立てたところの、而して全體といふものに向ふ傾きをもつところの歌謡が、歌はれるのは周知の通りである」(四五)

かくてダルヴィクにおいて「系族」なるものは、ドイツ部邦の獨立性を理由づける有力なる根據と考へられる。しかもその系族の特殊感は元來國民的意識と同一の源泉に發するものなるが故に、この兩者は調和兩立し得るものであり、従つて諸邦の獨立性も亦國民的意識と調和し得るものであると主張されるのである。勿論かくの如き主張が、どの程度までこの政治家の衷心の確信から出づるものであるかは明かでない。ダルヴィクといへども當時の諸邦の境界が、嚴密な意味における系族のそれと一致しないことは知つてゐたであらう。従つて彼のかうした主張は全く、政治的な意圖に出づる事實歪曲の強辯であつたと解されぬこともない。或はまた善意的に解釋して、彼はたゞ漠然と系族の差異の存在をドイツの國家的不統一と結びつけて、かくの如き論理を構成し、自らもその論理の眞實性を信じてゐたとも想像される。しかしそのいづれにもせよ、尠くともこゝに謂はゞ系族の理念が存在し、それがかうした政治家の思想圏内において相當に重要な役割を演じてゐることは事實である。

一八六二年二月廿一日附ベルリン駐劄ヘッセン代理公使ファン・ヴァンボルト (v. Wambolt) 宛訓令は、同じくドイツ聯盟改革に對するヘッセンの方策を記述したものであるが、こゝでもほど前同様の意味において、系族なるものゝ存在が主張されてゐる。曰く「ドイツ諸政府の大多數は——わが政府もこれに屬するものであるが——全祖國を包括するところの、従つて眞に國民的なるところの基礎に立つ聯盟憲法を固執する。而して現ドイツ聯盟の基礎は、國民的思想と完全に一致するが故に、正にその故に、これら諸政府の大多數は、國民的思想の法的及び論理的に根據ある自然的なる發展をば、たと聯盟をこの基礎の上に有機的に完成することにのみ、見出し得るのである。これに反してプロシヤ政府は、國民的思想を一層狹隘なる基底に制限しようと努めてゐるが、さうすれば國民的思想そのものは、その最も本質的なる内容を奪はれるものであり、否國民的思想は全く否定し去られるのである。けだしプロシヤ政府の企圖せる國民各部分の國法的結合 (staatsrechtliche Verbindung) は、國民を統一することなくして却つてこれを分離せしむるからである」と。かくてガルヴィクはプロシヤの小ドイツ的統一案に對して、その大ドイツ的、邦國聯合的なるドイツ聯盟擁護論を主張するのであるが、更に彼は次のやうな注目すべき意見を述べてゐる。曰く「プロシヤ政府側では、ドイツの兩大邦の實際的勢力關係と、兩邦のドイツ聯盟に對する特殊の地位とが當然受くべき顧慮といふものを盾にとつてゐる。しかし當方においても決してかくの如き顧慮を輕視するものではない。慥かに吾人は、オーストリア及びプロシヤの諸地方を包括する聯盟關係においては、統一的中央權の設定が、たとへその權限を一定の共同事項に

制限する場合といへども、なほ前記の諸願慮と兩立し難いことを否定し得ない。しかしながらこの點においても當ヘッセン公國政府は、聯盟權力の統一的形成によりも、むしろ全祖國への聯盟の擴充に重點を置くことを以て、國民の眞の意見及び實際の要求と完全に一致するものなりと信ずる。ドイツの國民的感情は、それが一定の傾向に捉はれた黨派的煽動に迷はされることなくしてその純粹性において現れて來る場合には、決して系族的差異 (Stammesunterschiede) を否定するものでなく、また特殊の地方制度 (die besonderen Landesverfassungen) の廢止並びに單一國家 (Einheitsstaat) の設立を要求するものではなくして、何よりも先づ第一に、あらゆる個人が悉く團結することを、即ち聯盟的憲法の紐帶によつてのみ實現され得る全體の統一といふことを、要求するのである」^(十六)。

四

以上ボイスト及びダルヴィクについて、「系族」なる言葉が如何に用ゐられてゐるかを見て來たのであるが、ボイストにおいて自邦主義との關係は必ずしも明かでないけれども、しかも諸邦分離の政情と何らかの關聯において使用されてゐることは否定し得ないであらう。ダルヴィクに至つては、「系族的個性」乃至「系族的差異」なるものが極めて明瞭に、彼の自邦主義と大ドイツ的國民意識論との中間において、この兩者を調和融合するところの要因として重要な役割を演じて來るのであつた。

なるほどブランデンブルクその他の人々が指摘してゐるやうに、いづれの諸邦といへどもその境域を

系族のそれと共通にせるものは殆ど無かつたのであるから、嚴密なる意味において系族の存在は決して諸邦のそれを理由づけるものではなかつたであらう。さればこそ若きトライチケは、恰もボイスト及びダルヴィクの如上の言説とほぼ時を同じうせる一八六二年六月の「南獨通信」において、バヴァリヤにてもかくの如き「系族」と「諸邦」とを結びつけんとする試みの存することを述べて、これを政治的手品に過ぎないと嘲笑してゐる。彼は云ふ、「もし作り上げた作爲的感情が素材であり得るとすれば、バヴァリヤにおいてはなほ或る素材なる自邦主義が支配してゐると云つてよからう。即ち人々は、自分達がバヴァリヤ人であるといふことより以外には、全く知らないのである。ドイツの中邦が以て不和を永久化せんと努めてゐるところの政策、即ち『バヴァリヤ國家』といふ眞の概念をば素早く『バヴァリヤ系族』といふまやかし概念とすり換へるところの政治的な手品師の早業 (jener politische Taschenspielerstreich, welcher dem realen Begriffe „bayrischer Staat“ rasch den Wahnbegriff „bayrischer Stamm“ unterschleibt) は、いづこにおいてもこの地におけるほど巧妙に行はれたことはなかつたし、現在もないのである」と。⁽¹⁷⁾ ラップも亦その著「ドイツ的思想」において、ドイツ中邦の主張する大ドイツ主義の本質を次のやうに觀察してゐる。「ハノーヴァ・サクソニヤ・バヴァリヤ・ヴェルテンベルグなど謂はゆる『諸王國』の政府は、彼等がオーストリアによつてプロシヤを制肘せんと欲したるが故に、大ドイツ的であつた。彼等はドイツの不和によつて生きんと欲したのである。國民的感情に對しては、彼等は次の標語を以て辯解する。曰く、そは全ドイツたるべしと。なほそのほか、彼等は獨立的諸邦の維持、及

び——好んで云はれた言葉を以てすれば——『獨立的』(die Erhaltung selbständiger Einzelstaaten und, wie mit Vorliebe gesagt wurde, selbständiger „Stämme“)、並びに『聯盟的』(föderativ)なる國家建設は、これ即ちドイツ的特性 (die deutsche Art) に適合せるものである、と主張したのである」^(七五)と。

しかしながらこの時代のドイツ中邦政界において「系族」なるものが意識せられ、それがドイツの政治的分立の状態と關聯するものとして考へられたことは、何と云つても動かすべからざる事實であつた。ひとりポイスト及びダルヴィクのみならず、バヴァリヤにおいても、またその他においても同様の現象が存在したことは、上記トライチケの「南獨通信」によつて察知される。更に後年ドイツ帝國宰相となつたホーエンローエも、當時バヴァリヤの外交官としてパリにあり、むしろプロシヤの主唱する小ドイツ的解決に心を寄せてゐたが、一八六二年三月九日の彼の日記を見ると、次のやうな記載がある。

「ドイツ問題はたゞ單に民衆煽動者たちの頭の中においてのみ發生したものではない。それは事物の本性から生じてゐるのであつて、ドイツにおけるあらゆる黨派の人々に相通するところのものである。けだし一個の民族全體——その民族の個々の系統 (Stämme) は、共通の言葉及び文學によつて結合され、共通の利害によつて動かされ、交通機關の利便と相俟つて日一日と益々密接な結合に入つて行くのである——は、自民族を外國の策謀の傀儡となし、諸外國民の嘲笑の的となすところの國家的分裂の状態をいつまでも耐へ忍びはしないであらう」^(七六)と。こゝにおいても系族なるものが、従來は「密接なる結合」の状態に存在してゐなかつたものとして、尠くとも或る政治的關聯の中に立つてゐるかのやうに記され

てゐると云へないであらうか。また既に見たやうにビスマルクは、系族の境界が諸邦のそれと一致しないことを痛烈に指摘したのであるけれども、彼自身は同じくその「回想録」において、プロシヤに一個の「系族個性」があるとする矛盾に陥つてゐる。彼は云ふ、「ドイツにおいて歴史的に最も強く刻印された系族的個性は、おそらくプロシヤのそれであらう。(Die geschichtlich am stärksten ausgeprägte Stammeseigenförmlichkeit in Deutschland ist wohl die preussische.)」⁽¹¹⁷⁾。しかしながらこのプロシヤが一個の系族のみから成る國家でないことは、既にトライチュケが一八六一年十一月のその通信「南獨から」においてプロシヤ的自邦主義を論じたときに指摘してゐる。即ちトライチュケによれば、プロシヤ人が自邦の實力と輝かしき歴史とによつて自負心を懐くに至るのは當然である、「ドイツの如何なる系族 (Stamm) もそれによつて感情を傷けられる筈はない。けだしプロシヤは夙に一系族の國家たることを廢し、夙に殆どあらゆるドイツの系族の諸部分をその王權の下に結合したからである」と述べられてゐる。⁽¹¹⁸⁾ それにも拘らずビスマルクがかくの如く「系族的個性」を云々してゐることは、彼も亦トライチュケの謂はゆる政治的手品を演じてゐるものと云はなければならぬ。更に一八六〇年九月に行はれた國民同盟 (Nationalverein) 第一回總會において定められたその綱領にも、「ドイツ民族 (das deutsche Volk) は一八四九年の帝國憲法を固執す。本同盟はあらゆる合法的手段を以て、統一的中央權及びドイツ議會の設立を期す。本同盟は各系族 (Volksstamm) がドイツの偉大及び統一達成のために犠牲を捧げんことを期待す」と見えてゐる。⁽¹¹⁹⁾ こゝに各系族が「犠牲」を要望されてゐることは、その直後に「なか

んづくプロシヤの民(*das preussische Volk*)は、その輝かしき歴史を大國たる地位にも拘らず、自らドイツ民族の一部として感じ、かつ中央權に服従することを示さざるべからず」とあることを併せ考ふれば、やはり系族と自邦主義的傾向との間の、漠然とではあるが、何らかの關係を想定してゐるものゝ如く思はれる。

かくの如く考へ來ると、ブランデンブルクの如く、「自邦主義は諸系族の差異及び特殊感情とは何の關係もなし」と云ひ、或は「ドイツ諸系族の古き特殊的感情は、夙に一切の政治的意義を失つてしまつた」と云ふことは、それらの差異または感情そのものについては肯定され得るけれども、尠くともそれらのものゝ理念とも稱すべきものは、一八六〇年前後のドイツ中邦に關する限り、なほ自邦主義との關係において注目すべき役割を演じたものゝ云はなければならぬ。

- (一) Erich Brandenburg, *Die Reichsgründung* (Leipzig 1922), S. 29. (六) Willy Heliopach, *Die Stämme im deutschen Volkstum* (Deutschland, hrsg. v. K. Remme, 4. Aufl., Berlin 1928), S. 108.
- (二) P. Joachimsen, *Vom deutschen Volk zum deutschen Staat* (Leipzig 1920), S. 67. (七) Die *Tagebücher des Freiherrn Reinhard v. Dalwigk zu Lichtenfels* (Stuttgart 1920), S. 4. (Einführung v. W. Schüssler)
- (三) J. Haller, *Die Epochen der deutschen Geschichte* (Stuttgart 1931), S. 111 f. (八) Cf. *Allgemeine Deutsche Biographie*, Beust, Bismarck, Gedanken und Erinnerungen, 13.
- (四) Bismarck, *Gedanken und Erinnerungen*, 13. Aus *Drei Viertel-Jahrhunderten* (Stuttgart, Kapiel, „Dynastien und Stämme“
- (五) Brandenburg, S. 29 f. 1887), Bd. I. 一八六六年以後のホイニョーント

は史淵第十六輔所載描稿「所謂ボイヌトの報復政策」に「ボイヌト」参照。

(九) Beust, Bd. I, S. 58 f.

(十) *ibid.*, S. 266 f.

(十一) *ibid.*, S. 323 f.

(十二) Dalwigk, Tagebücher (Einführung von

Schüssler), S. 4 f. Cf. A. D. B.

(十三) Dalwigk, S. 57 f.

(十四) *ibid.*, S. 61 f.

(十五) *ibid.*, S. 62 ff.

(十六) *ibid.*, S. 90 f.

(十七) H. v. Treitschke, Historische und Politische Aufsätze, Bd. IV (Leipzig 1920), Eine süddeutsche Korrespondenz, S. 332 f.

(十八) A. Rapp, Der deutsche Gedanke (Bonn 1920), S. 180.

(十九) Denkwürdigkeiten des Fürsten Chl. z. Hohenlohe-Schillingsfürst, Bd. I, S. 122.

(二十) Bismarck, *ibid.*

(二十一) Treitschke, *ibid.*, Aus Süddeutschland, S. 346.

(二十二) B. Gebhardt, Handbuch der Deutschen Geschichte, Bd. II, S. 390.